2026年11月12日

各　位

会社名　　株式会社プレイド
代表者名　　代表取締役執行役員CEO　倉橋　健太
（コード番号：4165 東証グロース）

問合せ先　　執行役員CFO　　辻 高宏
（TEL ．03-4405-7597）

執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．処分の概要

(1) 払込期日	2026年12月11日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　280,100株
(3) 処分価額	１株につき 738円
(4) 処分総額	206,713,800円
(5) 処分予定先	執行役員　　10名　280,100株

２．処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、所定の要件を満たす当社の執行役員10名（以下「対象役職員」といいます。）に対して金銭債権の現物出資と引き換えに、本自己株式処分として当社の普通株式280,100株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。これは、対象役職員の職責等に応じ、対象役職員1名につきそれぞれ当社株式を4,100株から206,500株までの範囲で付与するものです。また、中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間は下記「譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載のとおり本割当株式を概ね5分割し、約6か月、約1年、約1年6か月、約2年、約2年6か月と設定いたしました。なお、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026年11月12日時点）に占める割合は、0.68%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

対象役職員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象役職員との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象役職員に対してのみ割り当てることとなります。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（１）譲渡制限期間

対象役職員は、①本割当株式の3分の1に相当する本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式A」という。）につき、2026年12月11日（払込期日）から2027年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間A」という。）、②本割当株式Aを除く本割当株式の4分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式B」という。）につき、2026年12月11日（払込期日）から2027年12月31日までの間（以下「譲渡制限期間B」という。）、③本割当株式A及び本割当株

式Bを除く本割当株式の3分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式C」という。）につき、2026年12月11日（払込期日）から2028年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間C」という。）、④本割当株式Aないし本割当株式Cを除く本割当株式の2分の1に相当する数の本割当株式（単元未満株は切り捨てるものとし、以下「本割当株式D」という。）につき、2026年12月11日（払込期日）から2028年12月31日までの間（以下「譲渡制限期間D」という。）、⑤残りの本割当株式（以下「本割当株式E」という。）につき、2026年12月11日（払込期日）から2029年6月30日までの間（以下「譲渡制限期間E」といい、譲渡制限期間Aないし譲渡制限期間Eを総称して又は個別に以下「譲渡制限期間」という。）、それぞれ、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

① 対象役職員が、譲渡制限期間A中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Aが満了した時点において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。

② 対象役職員が、譲渡制限期間B中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Bが満了した時点において、本割当株式Bの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間B中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Aの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間A中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Bの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Bにつき、譲渡制限を解除する。

③ 対象役職員が、譲渡制限期間C中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Cが満了した時点において、本割当株式Cの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間C中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Bの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間B中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Cの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Cにつき、譲渡制限を解除する。

④ 対象役職員が、譲渡制限期間D中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Dが満了した時点において、本割当株式Dの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間D中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Cの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間C中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Dの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Dにつき、譲渡制限を解除する。

⑤ 対象役職員が、譲渡制限期間E中、継続して、当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間Eが満了した時点において、本割当株式Eの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役職員が、譲渡制限期間E中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、譲渡制限期間Dの満了日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（譲渡制限期間D中に当該地位を喪失した場合には当該月数はゼロとなる。）を6で除した数に、本割当株式Eの数を乗じた数（ただし、計算

の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Eにつき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間Eが満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役職員が当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式（当社取締役会が正当と認める理由により当社若しくは当社子会社の執行役員又は当社若しくは当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合に譲渡制限が解除される本割当株式を除く。）を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間E中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等の承認日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月11日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である738円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以　上